

令和6年2月19日

お客さま 各位

北見信用金庫

## 個人番号の利用目的の変更（追加）について

北見信用金庫（以下「当金庫」）は、当金庫における「個人番号の利用目的」について、令和6年4月1日付にて、下記のとおり変更（追加）いたしますので、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、事前にお知らせいたします。

なお、追加する利用目的による利用につきましては、関係法令等に基づき同日から順次開始いたします。

また、当金庫の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」における「個人番号の利用目的」も変更（追加）し、同日付で改正いたします。

### 記

#### 1. 変更（追加）の内容

下線部分の利用目的を追加いたします。

##### 【個人番号の利用目的】

- ①. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥. 預貯金口座付番に関する事務のため
- ⑦. 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧. 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑨. 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- ⑩. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため

#### 2. 変更（追加）の理由

上記⑦については、令和6年以降の入居者から適用される「租税特別措置法に基づく住宅ローン控除方式の見直し」、⑧から⑩については、令和6年4月から施行となる「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（口座管理法）、および「公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（口座登録法）により追加するものです。

以上